

「令和7年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年6月17日	株式会社リザーブ観光(法人番号2290801021486) 代表者橋爪敏子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (180日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法27条第3項	令和6年7月11日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録又は点呼の記録保存違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)	24	24	24	18
	福岡県直方市大字頓野1911番地2	福岡県直方市大字頓野1911番地2							